

愛媛県森林整備工事最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）の競争入札における低価格の入札に関し、森林整備工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、総合評価落札方式によらずに落札者を決定する森林整備工事とする。

(最低制限価格及び最低制限基本価格の算定)

第3条 前条に規定する森林整備工事の契約に係る最低制限価格及び最低制限基本価格（最低制限価格の算定の基本となる価格をいう。以下同じ。）は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、規則第134条第2項の規定に基づき、前項の規定により算定した最低制限基本価格を、書面又はファイルに記載し、又は記録するものとする。

(ランダム係数の決定)

第4条 別表に掲げるランダム係数は、電子入札システムにより1.000から1.005の範囲内で決定する係数とする。

(最低制限価格の事後公表)

第5条 第3条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札価格が別表に掲げる税抜き最低制限価格を下回る場合は、発注部局の長は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第7条 発注部局の長は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（森林整備工事）（平成18年3月30日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 発注部局の長は、規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知をするにあつては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 税抜き最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約を締結する案件で予定価格の算定にあたり消費税(地方消費税を含む。)を8パーセントで算定しているものについては、第5条の「105分の100」を「108分の100」と、別表及び欄外(工場製作を含む工事に係る計算式も含む。)の「1.05」を「1.08」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成31年4月1日から平成31年9月30日までに契約を締結する案件で予定価格の算定

にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式も含む。）の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。

2 この取扱いについては、平成31年9月30日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年6月1日以降に入札公告等を行う案件について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年6月1日以降に入札公告等を行う案件について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格及び最低制限基本価格の算定方法

区分	計算式		備考
森林整備工事	税抜き最低制限基本価格	最低制限基本価格	ただし、左欄の税抜き最低制限基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を税抜き最低制限基本価格とする。
	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) (注1)	税抜き最低制限基本価格×1.1(注2)	
	税抜き最低制限価格	最低制限価格	
	税抜き最低制限基本価格×ランダム係数(注2)	税抜き最低制限価格×1.1(注2)	

(注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。

(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。